委員会規約の改正について

大和北道路地下水モニタリング検討委員会規約(改正案)

赤文字=改正箇所

(目 的)

当委員会は、文化財の保全等の観点より、地下水の状況を把握し、適切な地下 第1条 水のモニタリング方針を定めるものである。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、前条の目的を達成するために、以下の事項についての検討を実施す
 - (1)モニタリング内容
 - (2)管理基準の考え方
 - (3) 異常時の地下水保全の考え方

(構 成)

- 第3条 委員会は、その目的に照らし、特定の行政機関及び特定の利害関係者等の利 害を代表しない公正中立な立場の有識者をもって構成し、委員の構成は別紙のと おりとする。
 - 2 委員会は、委員総数の過半数をもって成立するものとする。なお、委員の代理出 席は認めないものとする。
 - 3 委員の追加・変更は、委員会の承認を要するものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委員会の目的及び所掌事項を完了するまでとする。

(委員長)

- 第5条 委員会には委員長を置く。
 - 2 委員長が職務を遂行できない場合、予め委員長が指名する委員がその職務を 株 理代行する。

(事務局)

委員会の事務局は、国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所調査第二課 第6条 調査課に置く。

(その他)

第7条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員 会に諮って定める。また、本規約の改正等は、本委員会の審議を経て行うことがで きるものとする。

付則

(施行期日)

この規約は、平成18年9月13日平成22年12月22日から施行する。

沿革 (平成18年9月13日決定、同日施行) (平成22年12月22日一部改正、同日施行)